

府県統廃合と文書移管

— 明治九年の熊谷県分割をめぐって —

芳賀 明子

はじめに

現在、全国各地で、平成の大合併といわれる市町村合併が進行している。全国の史料保存機関では、合併に際して旧市町村の歴史を語る貴重な公文書が一括廃棄されてしまわないよう、積極的な史料保存の取組みを展開している。過去の合併における文書移管の状況を調査し、移管された文書がその後どのような運命をたどったのかを検証することは、今後の文書保存を進める上での参考になると考えられる。本稿では、明治九年八月の全国的な府県統廃合により熊谷県が分割され、その武蔵国分が埼玉県に合併された際の文書移管を事例としてとりあげ、当館、群馬県立文書館、国文学研究資料館史料館、国立公文書館に残る史料から、具体的な文書移管の経過、移管文書名、移管後の文書廃棄、現存状況について明らかにし、検討を加えたい。

なお、本稿に使用した史料は、「 」内の請求番号により、当館で利用することができる。他館の所蔵史料についても、「 」内の請求番号により、当館の複製資料を利用することができる。

府県統廃合と文書移管（芳賀）

一 熊谷県分割に伴う文書移管

(二) 明治九年熊谷県の分割

明治初期、全国の府県の管轄はめまぐるしく変遷した。明治四年十一月、現埼玉県域には、荒川以西・熊谷以北に入間県、荒川以東に埼玉県が設置された。その後、明治六年、群馬県令河瀬秀治が入間県令を兼務発令され、熊谷に両県の事務取扱所を設けたことから、同年六月、入間県は群馬県と合併し、広大な県域をもつ熊谷県が誕生した。



熊谷県は県庁を熊谷駅に置き、旧群馬県域を北大区、旧入間県域を南大区として三年余り施政を続けたが、明治九年八月の全国的な府県統合で再び分割されることになった。上州分の旧群馬県域は栃木県の三郡を併せて群馬県と改称され、県庁は高崎に移された。武州分の旧入間県域十三郡は埼玉県へ合併され、埼玉県域は一挙に拡大した。

分割・合併にあたり、熊谷県を引き継いだ群馬県は埼玉県に対し、該地域の土地・人民を引渡し、事務引継を行うことになった。

(一) 府県事務受渡規則

明治初期、府県の長官は任期が短く、引継時に県政が停滞することもあった。そこで、長官の交代や管轄の分割・合併の際、事務引継が迅速・確実に行われるよう、明治六年七月、太政官第二五一号「府県事務受渡規則」が定められた。同規則では、第一章で、「廃府県又ハ長官転任免職等ノ際ハ、奉職中ノ事務並取懸リノ事件後來ノ見込ヲ詳記セル演説書ヲ作り、先前ヨリ継送ノ書並現今取扱ノ諸簿冊等目録ヲ添へ、土地人民引渡、新任旧官互ニ受渡ノ証書ヲ交付スヘキ事」、第二章で、「管轄ノ一方分割・合併ノ節モ、右ニ準シ引渡ス可キ事」と定め、事務受渡しに必用な書目名や引渡書、引渡目録の書式、演説書の文例等が示されている。群馬県は、この規則に基いて埼玉県へ事務引継を行い、明治九年の八月から九月にかけて、該地域に係わる大量の熊谷県庁文書が埼玉県へ引渡されたのである。

なお、明治六年六月に入間県と群馬県が合併して熊谷県となった際

には同規則は制定されていず、引継は「引継事務取扱規則」に基づいて大蔵省の指令を受けて行われた。入間県の書類は合併後の書類と混在しないよう区別して引継がれ、その後、編輯掛が保管していたが、後述するように、今回の文書移管で悉皆埼玉県に引渡された。

(三) 文書移管の準備

明治九年八月二十一日に熊谷県分割の達が出された際、楨取群馬県令と白根埼玉県令は休暇で県外にいた。事務受渡の準備は、群馬県権参事根本公直と埼玉県権参事吉田清英の間で進められ、群馬県では旧熊谷県庁を事務局とし、演説書作成と書類引渡しへの準備を開始した。

[史料一] (史料館 御指令本書 三三三・一七〇) [C17537]

熊谷県庁ノ儀上野国高崎へ移シ群馬県ト改称被仰出、管轄武蔵国ノ分埼玉県へ被併、栃木県管轄上野国山田・新田・邑楽三郡本県へ被併候旨本月廿一ヲ以御達相成候処、県令楨取素彦儀予テ御省へ御届申上置候通願済未帰郷中ニ付、県令帰郷ノ上土地人民并事務共受渡取計仕度、且群馬県庁ノ儀モ武蔵地方埼玉県へ引渡済迄一時仮ニ従前ノ熊谷県庁ヲ相用ヒ、事務局ト称シ事務取扱候様仕度、此段相伺候也

明治九年八月廿三日

群馬県令楨取素彦代理 群馬県権参事根本公直

内務卿大久保利通殿

群馬県では、書類と演説書を早急に取纏めるよう各課に指示を出し、各課毎に二〜三名の事務受渡担任者を置いた。⁽³⁾尤も、群馬県の官員は、担当者以外も全員、土日を返上して準備を進めていった。史料からは、慌しい片内の様子が窺われる。

〔史料二〕 (群馬県行政文書 成規留 知八四A九〇) [1748]
今般本県所轄之内、武蔵国ヲ埼玉県管轄ニ被仰出候ニ付而ハ、同県江可引渡武蔵地方江属スル諸書類等、明治六年七月第二百五拾号公達府県事務受渡規則ニ照準、至急取纏メ目錄ヲ作り、演説書ヲ附スヘキモノハ其草案取調差出可申、此段相達候事

明治九年八月廿二日

群馬県令楢取素彦代理 群馬県権参事根本公直

〔史料三〕 (群馬県行政文書 成規留 知八四A九〇) [1748]
今般管地分合被仰出、事務繁劇ニ付、日曜日休暇・土曜日正午十二時ヨリ之休暇当分差止メ、明廿八日ヨリ午前第八時出頭、午後二時退庁可致、尤受取渡専担主務ヲ始、各課各掛事務之緩劇ニ応シ否則限ニ不拘引継事務協力勉勵可致、此段相達候事

明治九年八月廿七日

群馬県令楢取素彦代理 群馬県権参事根本公直

旧熊谷県の組織は、明治八年十一月の「府県職制並事務章程」に拠

府県統廃合と文書移管(芳賀)

るもので、第一課から第六課までの課名が数字で示されていた。「熊谷県職員分課一覽表 明治九年四月十日改」〔鈴木(庸)家 九二一九〕に拠れば、担当事務と掛は以下のとおりである。第一課 庶務(常務掛・駅通掛・戸籍掛・編輯掛・衛生掛)、第二課 勸業、第三課 租税(地租改正掛・地理掛・土木掛・雑税掛・証券印紙掛)、第四課 警保、第五課 学務(学費掛)、第六課 出納(公債掛)。事務受渡のための演説書や書類は、この課・掛毎に整理された。

熊谷県では、各課の簿冊や指令書は散逸を防ぐために第一課の編輯掛がまとめて保管していたが、引渡しのための書類整理にあたり、簿冊を一旦各課に戻し、埼玉県に譲与すべきものを点検・抜粋させ、群馬県域に関するものを再び編輯掛へ返却させた。⁽⁴⁾

熊谷県分割の達から一週間後の八月二十七日、群馬県は埼玉県に対し、来る八月三十一日に土地・人民を引渡し、警部・巡査・囚獄所官吏・教員及び地租改正事務を引継ぎたい意向を伝えた。史料四から、人民の引渡しや、祠官祠掌・教員・警部・巡査・地租担当者の引継ぎは、実際には名簿の受渡しによることがわかる。また、各地の警察出張所・屯所・囚獄については、両県から官吏を出張させ、即日、現地で建物・所属書類・官吏を引渡すことが提案されており、治安の維持が重要視されていることが窺える。更に、書類の段階的な移管や、租税の帳簿が遅れることについても連絡している。

この申し出に対し、埼玉県側は史料五にあるように、翌二十八日、定数などの絡む判任官の引渡し以外は、全て承諾する旨を回答した。

〔史料四〕 〔埼玉県行政文書 県郡制〕 〔明三六七九・六四〕

今般熊谷県所轄之内、武州地方拾三郡御県へ管轄替被仰出候付、此程出県之上粗御協議之上内務省へ出頭、夫々口頭伺之儀モ有之、先以土地人民而已ハ即御引渡不致候半而ハ官民之差支ニ可相成、依而別記之通本月三十一日ヲ以御引渡可致心得、御県御都合如何有之哉否御急答相成度、最租税之帳簿其他別記外之書類建物等は追而御引渡之積、尚追々担当官吏差出可及御打合候也

明治九年八月廿七日

群馬県令楢取素彦代理 群馬県権参事根本公直

埼玉県令白根多助殿代理 埼玉県権参事吉田清英殿

追テ本文之通、当務而已御引渡ニ及ヒ、御差支筋無之上ハ、右ノ元熊谷県ニ存在之書類ハ御県へ主任之者附添差出シ、改正掛官吏姓名トトモニ御渡ニ及ヒ、左ニ記載之各地警察出張所・屯所・囚局等ハ其地ニ於テ双方ヨリ官吏差出シ、建物・所属書類・官吏共御引渡致シ可然哉、此段モ添テ及御掛合候也

警察出張所六ヶ所々属屯所六拾七ヶ所

大里郡熊谷属三屯所・入間郡川越同四屯所・同郡黒須同三屯所・比企郡松山同三屯所・秩父市大宮同三屯所・児玉郡本庄一屯所

囚獄三ヶ所 入間郡川越・大里郡熊谷・秩父郡大宮

百日以下軽囚懲役場三ヶ所 入間郡川越・大里郡石原・秩父郡大宮

記

一 区画郡村名簿

一 戸籍帳并区戸長名簿

一 祠官祠掌名簿

一 貫属名簿及録高簿

一 警察事務并各警察出張所及在勤之警部・巡査共姓名書ヲ以御引渡可申事

一 地租改正事務は現今着手之俣持区・官吏トモ名簿ヲ以テ御引渡可申事

一 熊谷・川越・大宮之三囚獄、同所ニ属スル三懲役場・現在囚徒及所属官吏・附属共、各属ヲ以テ御引渡可申事

一 第一大学区十四・十五・十六番中学本部学校及各小学校并所属教員共名簿ヲ以テ御引渡可申事

但、暢発学校教員其他御引渡之細目は、主任官吏并同校長真野節差出御稟議可及事

右之通

埼玉県令白根多助殿代理 埼玉県権参事吉田清英殿

〔史料五〕 〔埼玉県行政文書 県郡制〕 〔明三六七九・六四〕
貴県御所轄武蔵国拾三郡当具管轄替被仰付候付而ハ、土地人民等来ル三十一日御引渡之儀御照会之趣致承知、御別記之件々判任官ヲ除ノ外ハ総テ御引受可致、他ハ於本庁及御協議候通御承諾有之度、此段及御回答候也

八月廿八日 埼玉県権参事吉田清英

群馬県権参事根本公直殿 明治九年八月廿八日郵発

引渡し前日の八月三十日、群馬県側は埼玉県に対し、今回の書類は至急要用な当務書類のみであり、演説書も当務に限った仮演説書であることを再度連絡した。十日間という短期間では、引渡しのための事務処理と演説書の作成、書類の悉皆整理は無理であつたことが窺える。これに対し、埼玉県側は史料七にあるように、引渡しの当日に承諾の回答を手渡した。

〔史料六〕 (埼玉県行政文書 県郡制) 〔明三六七九・六五〕

明三十日、元熊谷県管轄之内御県へ管轄替相成候武蔵国拾三郡土地人民御引渡ニ付、各課ヨリ主任之属官差出、先以当務之書類而已及御引渡候条、委細ハ出張之者ヨリ御聞取、書類目録之通御請取相成度、演説書之儀モ全ク当務ニ属スル分而已記載候ニ付、追而諸務悉皆御引渡之節ハ尚増加之廉モ多端可有之、就而は差向仮演説書之積御承知有之度、此段申進候也

明治九年八月卅日

群馬県令楢取素彦代理 群馬県権参事根本公直

埼玉県令白根多助殿代理 埼玉県権参事吉田清英殿

〔史料七〕 (埼玉県行政文書 県郡制) 〔明三六七九・六五〕

管轄替之地所本日御引渡ニ付、庶第三百六十八号ヲ以云々御申越之

府県統廃合と文書移管(芳賀)

趣致承知、尚不了解之条件ハ逐々主任之属官より質問之義も可有之此段御答旁申進候也

八月三十一日 埼玉県令白根多助殿代理 埼玉県権参事吉田清英

群馬県令楢取素彦代理 群馬県権参事根本公直
(本日同県引渡ニ付、来県之官員へ村田中属より直渡)

〔四〕第一回目の移管(明治九年八月三十一日 演説書・当務書類)

熊谷県分割の達から十日後の八月三十一日、群馬県から埼玉県に対し、土地・人民の引渡しと、第一回目の文書移管が行われた。群馬県側からは、権参事根本公直が七名の官員を率いて埼玉県庁に来庁した。

〔史料八〕 (埼玉県行政文書 埼玉県史提要) 〔明一五八〕

〔明治九年八月卅一日 群馬県ヨリ武蔵国十三郡版図ヲ致サシム〕
群馬県権参事根本公直属官数名ヲ率ヒ、嚮ニ本県ニ転管スル所ノ旧熊谷県管轄武蔵十三郡ノ版図交付トシテ来ル、権参事吉田清英之ニ接シ、各課主任ノ属官ヲシテ其携帯スル所ノ簿書ヲ領収セシム、此事由ヲ太政官内務省ニ上申スルハ例ノ如シ

〔史料九〕 (埼玉県行政文書 県庁日誌) 〔明二三二〕

熊谷県管轄武蔵国之分土地人民本日引渡トシ、群馬県権参事根本公直左ノ属官ヲ率ヒ県庁ニ来リ、権参事之ニ接シ、各課担任ノ者ヲシテ事務ヲ交収シ、持参ノ書類ヲ受取ラシム

権中属 古川浩平〔第一課(庶務) 戸籍兼社寺掛兼第四課(警保)〕
 同 佐藤久敬〔第一課(庶務) 常務兼駅通掛〕
 同 加藤直鐵〔第二課(勸業) 常務掛〕
 三等警部 檜山義繁〔第四課(警保)〕
 少属 飯塚忠成〔第五課(学務) 常務兼学費掛〕
 権少属 磯村 應〔第一課(庶務) 駅通掛〕
 十四等出仕 安藤省三〔第一課庶務常務掛カ、五月転入、職員録なし〕

史料九に、「熊谷県職員分課一覽表 明治九年四月十日改」〔鈴木(庸)家 九二一九〕から官員の課・掛名を補記すると、この日に来庁したのは、第一課(庶務)・第二課(勸業)・第四課(警保)・第五課(学務)の官員だけで、第三課(租税)と第六課(出納)の官員は来庁しなかつたことがわかる。これは、両課の書類がこの日には引渡されなかつたことと呼応する。

埼玉県側は、白根県令代理の権参事吉田清英と、各課の属官が応接した。土地・人民が引渡され、演説書による各課の事務引継が行われ、当務書類が引渡された。

別表1は、現存する演説書であるが、この日に引継ぎしたものに○印を付した。史料十は群馬県側の演説書の控であるが、事前に連絡があつた第三課(租税)の演説書は、この日には引継れなかつた。

別表2は、この日に引渡された当務書類の目録を、群馬県側に残る「当務引渡帳簿目録(控)」(群馬県行政文書 管内雑事 議二一九)

〔C17387〕から翻刻・作表したものである。当務書類とは、土地・人民の引渡しや当面の業務に必要な名簿や台帳、前述の「府県事務受渡規則」に挙げられている基本的な書類などで、早急に移管する必要のある文書群である。当務書類の受取りについては、埼玉県から請取証が出されているが、別表2によれば、第三課(租税)と第六課(出納)は引渡していないことがわかる。

〔史料十〕 (群馬県行政文書 管内雑事 議二一九)〔C17386〕
 演説書 群馬県

第一課〔庶務〕・第二課〔勸業〕・第四課〔警保〕・第五課〔学務〕・第六課〔出納〕の演説書〔内容略・第三課分は欠〕
 右当務及演説候也

明治九年八月三十一日
 群馬県令楫取素彦代理 群馬県権参事根本公直
 埼玉県権参事吉田清英

〔史料十一〕 (群馬県行政文書 管内雑事 議二一九)〔C17386〕
 証

一 当務帳簿第一号ヨリ第百十一号迄
 右御引渡目録之通正受取候也
 明治九年八月三十一日

埼玉県令白根多助代理 埼玉県権参事吉田清英

群馬県権参事根本公直殿

また、この日、該当地域の警察出張所・屯所・囚獄では、群馬・埼玉両県の官員が出張して、建物・所属書類・官吏が引渡されており、治安に関して迅速な引継が行われている。

その後、両県は、「府県事務受渡規則」第十章の報告義務に基づき、土地・人民の引渡しと受取が終了したことを、正院と内務省へ報告した。併せて、租税の書類引継が未了であることも報告されている。

〔史料十二〕 (埼玉県行政文書 県郡制) [明三六七九・六六]

群馬県より土地人民受取済御届

今般熊谷県管轄武蔵国之分十三郡当県管轄替被仰付候ニ付、今三十一日群馬県ヨリ土地人民受取申候、尤租税ニ関スル諸帳簿等近々可受取筈ニ付、悉皆受渡済之上、更ニ御届可申候也

明治九年八月卅一日

埼玉県令白根多助代理 埼玉県権参事吉田清英

右大臣岩倉具視殿・内務卿大久保利通殿(各一通)

〔史料十三〕 (公文録 一九三五・六三) [県史CH398-33]

埼玉県へ土地人民引渡御届

今般熊谷県管轄武蔵国十三郡埼玉県管轄被仰付候ニ付、本日同県へ土地人民引渡申候、尤租税ニ関スル諸帳簿丈ハ不日引渡相済候上、

府県統廃合と文書移管(芳賀)

尚御届可申上候也

明治九年九月一日

群馬県令楢取素彦代理 群馬県権参事根本公直

右大臣岩倉具視殿

なお、第一回目の引渡しの後、翌九月一日及び九月初旬に、別表3にあげた演説書が、個別に追加引継されている。

九月一日に群馬県庁が高崎に移転した後も、各課の事務受渡担当者は旧熊谷県庁の事務局に残って残務整理に当たり、埼玉県には、整理が付いた書類から順次引渡したいとの連絡があった。

〔史料十四〕 (埼玉県行政文書 県郡制) [明三六七九・六八]

御引継諸帳簿類総体之取纏メハ多分之時日ヲ不経ハ相纏リ兼候付、右帳簿中緩急ヲ計リ、漸次各課ヨリ直ニ御各課へ仮ニ御引継可申、追而本目録と引替候都合ニ致度否、至急御報知相成度、此段及御照会候也

明治九年九月三日

群馬県

〔史料十五〕 (埼玉県行政文書 県郡制) [明三六七九・六八]

第一課・調査・第三課・第六課 [第三・六課は書類未受取課]

群馬県へ御回答案

当県へ御引継帳簿之内、緩急御見計漸次其課へ仮ニ御引送、追而総

体御纏之上本目録ト御引換云々庶第三百七十四号ヲ以御照会之趣、
於当県モ御同意存候、此段及回答候也

月 日 埼玉県

群馬県御中 九月七日郵発

その後、整理は進捗し、九月二十日に残りの書類が全て引渡される
ことになった。

〔史料十六〕 〔埼玉県行政文書 県郡制〕〔明三六七九・六八〕

元熊谷県所轄之内、御県江管轄替相成候地方之当務ハ已ニ去月三十
一日御引渡相成候処、其節御引渡不致分并残事務共、来ル廿日主任
之者差出シ書類及御引渡候積、尤元県庁建物処分方ハ内務省へ伺中
ニ候間、御指令之上何分之御照会ニ可及、其他金穀等仕訳方ニ付、
尚ホ引残り候廉々ハ追々ニ御引渡之見込ニ候条、右様御承知日取等
御都合之可否、至急御回報有之度、此段及御掛合候也

明治九年九月十三日 群馬県令楯取素彦

埼玉県令白根多助殿

追テ尚ホ引残候廉々之詳細ハ、御引渡之節主任之者より及演説候也

〔史料十七〕 〔埼玉県行政文書 県郡制〕〔明三六七九・六八〕

元熊谷県所轄之内当県へ管轄替相成候地方之当務已ニ去月三十一日
御引渡相成、其節御引渡不相成分并残事務共来ル廿日主任者御差

出、書類御引渡之積、尤元御県建物処分方ハ内務省へ御伺中ニ付、
御指令之上何分之御照会ニ可及、其他金穀等仕訳方ニ付、尚ホ引残
り候廉々ハ追々ニ御引渡之見込ニ付、日取等都合之可否御報候様纏
々御懸合之趣致承知候、御申越之通りニ付、何等差支無之候条、此
段御回報候也

明治九年九月十六日 埼玉県令白根多助

群馬県令楯取素彦殿 九月十六日熊谷仮出張所へ向ケ郵発

〔五〕 第二回の移管(明治九年九月二十日 演説書・諸書類)

九月二十日、第二回目之文書移管が行われ、正式な演説書之引継と、
各課之残りの諸書類之引渡しが行われた。群馬県側からは、大木中属以
下十四名が来庁した。今回は、ほとんどの課・掛から書類を引渡すた
め、熊谷県時代の第一・二・三・六課の課長を始め、全課の官員が来庁
した。史料十九には、「熊谷県職員分課一覽表 明治九年四月十日改」
〔鈴木(庸)家 九二二九〕から官員の課・掛名を補記してある。

〔史料十八〕 〔埼玉県行政文書 埼玉県史提要〕〔明一五八〕

○九月ニ至リ群馬県中属大木親以下属百十数名来リ、該地方ニ係ル
残務及簿冊ヲ交付ス、是レハ此レ、三十一日悉皆整頓スル能ハサル
ヲ以テナリ

〔史料十九〕 〔埼玉県行政文書 県庁日誌〕〔明二三二〕

九月廿日、熊谷県管轄武蔵国分客月三十一日既ニ土地人民引渡相済候処、本日残書類引渡ノ為メ左ノ群馬県属官県庁ニ来リ、県令之ニ接シ、各課担任ノ者ヲシテ持參ノ書類ヲ受取ラシム

中属 大木親〔第一課(庶務)課長兼第三課(租税)地租改正掛〕

中属 伊藤小舟〔第二課(勸業)課長〕

中属 染谷尚行〔第三課(租税)課長 地租改正兼常務掛総括掛〕

中属 池原敏政〔第三課(租税)地租改正兼地理掛〕

中属 上山重久〔第三課(租税)雑税掛〕

中属 菊地保之〔第六課(出納)課長 常務総括掛〕

権中属 古川浩平〔第一課(庶務)戸籍兼社寺掛兼第四課(警保)・

前回も来庁〕

権中属 小樽德基〔第三課(租税)地租改正兼常務掛〕

権中属 近藤正義〔第三課(租税)地租改正兼地理掛〕

少属 小川保明〔第三課(租税)土木掛〕

少属 飯塚忠成〔第五課(学務)常務兼学費掛・前回も来庁〕

少属 世木真人〔第六課(出納)公債掛〕

権少属 矢田唯之〔第三課(租税)土木掛〕

十四等出仕 渋谷 充〔第一課(庶務)常務掛〕

埼玉県側は白根県令と各課属官が応接し、各課の演説書を一冊にまとめた正式な事務取引演説書と、十一冊の各課諸書類の目録が、県令の名前で取り交わされた。そして、七千四百六十二冊・二百二括・五

府県統廃合と文書移管(芳賀)

百三十二袋・千百一枚余に及ぶ膨大な各課の諸書類が引渡された。別表4は、「諸書類引渡目録(控)」(群馬県行政文書 管内雑事 議一二九)[C17387]から翻刻・作表した第二回目に移管された書類の目録である。これにより各課毎の引渡書類名を知ることができる。

〔史料二十〕(群馬県行政文書 管内雑事 議一二九) [C17386]

証

一 事務公収演説書 巻冊

右正ニ受領候也

明治九年廿日 埼玉県令白根多助

群馬県令楢取素彦殿

〔史料二十一〕(群馬県行政文書 管内雑事 議一二九) [C17387]

諸帳簿請取目録

一 第一課常務掛書類 三拾六冊・三拾括・八袋

一 同 戸籍掛書類 七百七冊・八拾貳袋・四括

一 同 編輯掛書類 拾六冊・三括・五袋

藩県ノ分 貳百拾冊・貳拾四括・拾三袋

一 第二課書類 五拾九冊・貳拾五袋

一 第三課常務掛書類 三百七拾四冊・百拾七袋・七拾三括・壹枚

一 同地租改正掛書類 千八百七拾壹冊・拾六袋・貳括・拾三綴・

五条・壹組・壹卷

府県統廃合と文書移管（芳賀）

一 同 地理掛書類 三千九百五拾冊・貳百六袋・貳拾五括・千枚・壹通

一 同 土木掛書類 五拾八袋・貳拾壹冊・貳葉・壹綴・貳通

一 同 雑税掛書類 百三拾冊・拾五通・貳拾三括・百枚・壹袋

一 第五課書類 拾貳冊・拾八括

一 第六課書類 九拾六冊・七袋

合計 七千四百六拾貳冊・貳百貳括・五百三拾貳袋・

千百壹枚・拾四綴・拾八通・五条・壹組・壹卷

右之通別本拾壹冊掛分目録ヲ以御引渡正ニ請取候也

明治九年六月廿日 埼玉県令白根多助

群馬県令群馬県令楢取素彦殿

書類の引渡しを終了したことは、前回同様「府県事務受渡規則」に基づき、両県から正院と内務省へ報告された。

〔史料二十二〕 〔公文録 一九三八・三六〕 〔県史O1938-33〕

元熊谷県管轄換ニ付諸帳簿書類等引渡済御届

元熊谷県管轄武蔵国ノ内、埼玉県へ被併候ニ付、客月三十一日土地人民及ヒ当務引渡、其段御届申上候処、本月中廿日諸帳簿書類等悉皆引渡相済申候、此段御届申上候也

明治九年九月廿二日

群馬県令楢取素彦代理 群馬県令参事根本公道

右大臣岩倉具視殿

〔史料二十三〕 〔埼玉県行政文書 県郡制〕 〔明三六七九・六八〕

群馬県ヨリ諸帳簿冊類受取皆済御届

這回熊谷県管轄武蔵国之分十三郡本県管轄替被仰出候ニ付テハ、去月三十一日群馬県ヨリ土地人民請取候段、不取敢上甲仕候処、租税其他ノ諸帳簿類本月廿日悉皆受取相済申候、此段御届仕候也

明治九年九月廿三日 埼玉県令白根多助

右大臣岩倉具視殿・内務卿大久保利通殿各通

これで文書の移管は一応悉皆終了したことになるが、第三課（租税）雑税掛や第六課（出納）など、金銭を扱う事務は残務処理に時間がかかり、別表5にあるように実際には十月以降も若干の引渡しが行われた。

二 移管文書の概要

（一）当務書類と諸書類

移管文書は、当務書類と諸書類の二種類に分かれている。当務書類とは、前述したように、土地・人民の引渡しや当面の業務に必要な名簿や台帳類、「府県事務受渡規則」に挙げられた基本的な書類などで、形態はほとんどが冊子である。諸書類とは、当務書類以外の各課の作

成・收受文書で、官省との何指令・往復文書・一件書類・願書・届・日誌・図面・表など多種類にわたる文書群である。形態は冊子や状、土木などに多い書類・図面の袋入文書等、様々なものがある。

第一回目(八月三十一日)の移管で引渡された当務書類引渡目録(別表2)には、各課を通して、第一号から第百一十号まで連番が振られているが、第三課(租税)と第六課(出納)の当務書類は欠けている。それに対して、第一課の駅通掛・衛生掛と第四課(警保)は、当務書類以外の諸書類も全てこの日に引渡しているため当務書類と諸書類が混在しており、連番が振られているが、書類の質は均一ではない。

第二回目(九月二十日)に移管された諸書類(別表4)には、各課・掛毎に番号が振られている。庶第一号(庶は庶務の略)・戸第一号(戸は戸籍掛の略)のように課・掛の略号を付したものもある。諸書類の引渡目録にも、当務書類が混在している。第三課(租税)と第六課(出納)は、この日に当務書類と諸書類の両方を引渡したため、当務書類にも諸書類と同様に、課・掛の番号が振られている。

また、第三課(租税)の常務・地租改正・地理掛の書類目録は、現存していない。これらの掛からは、史料二十一にみるように、常務掛が三百七十四冊・百十七袋・七十三括その他、地租改正掛が千八百七十一冊・十六袋その他、地理掛が三千九百五十冊・二百六袋・二十五括その他と大量に書類を引継いでいる。「府県事務受渡規則」に依れば、地券台帳や地引絵図、官林帳、村明細帳、官有地箇所限帳などが引継がれたと推測されるが、残念なことに目録は残されていない。

府県統廃合と文書移管(芳賀)

(二) 演説書と各課書類

各課・掛の演説書は、演説書自体に書類番号が振られて引渡目録に載っているものと、目録には掲載されていないものがある。

演説書の書き方については、「府県事務受渡規則」に文例があり、現存するもの(別表一)をみると、ほぼこれに倣って記述されている。引継事項をまとめて文章にし、その中で書類の内容に触れている第一課(庶務)衛生掛・第五課(学務)に対し、他の課・掛は事項ごとに簡条書にしている。簡条書で記述されている場合は、引継事項の並びがほぼ書類番号順と対応しているため、演説書に書類名や書類番号が記載されていない場合も、該当書類を特定できる。

また、現存する文書の中には、表紙に書類番号が朱書で記されたものや、書類番号のある色付箋が貼つてあるものがある。これらは、引渡しの際に各書類に付されていたもので、この番号があれば確実に書類が特定できる。

別表に*印を付した約百十点の書類は、該当する課・掛の演説書に対応した記述があるもので、背景や、各課・掛の業務における位置付けが推測できる。

また、別表に★印を付した書類は、その全部或いは一部分が、当館に現存していると判断できたものである。

したがって、★印と*印がある書類については、書類目録・演説書・現存書類の三者を照合することができ、書類の内容を正確に捉えることが⁽⁸⁾できる。

(三) 移管文書の内容・特徴

次に、別表の引渡書類の内容や特徴を、課・掛ごとにみていきたい。

第一課（庶務）の常務掛からは、官省指令、布達、往復書類、人事関係文書、教員関係文書、区戸長・区会関係、銃・弾薬の所持関係、戸籍掛からは、戸籍帳、徴兵関係、神社・寺院関係などが引継がれている。駅通掛からは、郵便、駅通、通運、里程関係、衛生掛からは、医師名簿、売薬免許関係、医師養成の衛生所、種痘、温泉、娼妓規則などの書類が引渡され、演説書でも採り上げられている。

戸籍の編成と再調査、徴兵制の実施、国家神道の形成を目指す神社行政、学制実施による小学校教育の普及、郵便制度の確立、通運会社の整備、医師の免許制や種痘の実施など、近代化のための国家施策が引渡目録の書類名から読み取れる。

また、第一課（庶務）編輯掛からは、進行中の地誌編纂関係文書の外に、「藩県ノ分」として大量の書類が引渡されていることが注目される。⁽⁹⁾これらは、明治六年に入間県が熊谷県に統合される際移管された前述の旧入間県庁文書である。深谷支庁や明治八年に廃された東京出張所、川越・品川県の書類も含め、点数は約二百五十点に及ぶ。現存文書はほとんどないが、書類名からは入間県政の概要が窺える。

なお、この入間県庁文書の埼玉県への移管は、明治十年代半ばに府県史料の編纂をめぐる問題となる。埼玉県と群馬県の間では、未編纂の入間県史を、どちらの県で担当するかで意見が対立した。修史館は熊谷県を引継いだ群馬県が編纂すべきとの見解であったが、群馬県

側は、既に入間県史の歴史材料である書類を悉皆埼玉県に引渡してある以上、埼玉県側が編纂すべきだと主張し、結局結論が出ないまま府県史編纂は終了し、入間県史は編纂されずに終わった経緯がある。

第二課（勸業）からは、殖産興業政策の中で、輸出産業として奨励された蚕業・製糸関係の書類が多くを占める。またニューヨークに進出した狭山製茶会社の書類（第八号）が注目される。そのほか、鉱業、牧畜、藍製造、物産調、博覧会などの書類も引継がれている。

第二課（勸業）の演説書には、勸八・二十六・二十七号の三点の書類しか取り上げられていない。しかし、その代わりに、書類自体に、引継ぎ事項を簡単に記して県印を押した「申送書」が添付されているものがある。残念なことに、現在ではこの申送書だけがまとめて残っており、書類本体が失われているものが多い。

第三課（租税）の常務・地租改正・地理掛については、演説書も引継書類目録も残されていないが、第二回目の引渡しでは五名の担当属官が来庁し、史料二十一によれば、合わせて六千冊以上・三百袋以上の書類を引渡している。地租改正の最中であり、引渡書類の量も膨大であったと思われる。

雑税掛については、追加引渡書類の目録だけが残っており（別表5）、酒税、車税、娼妓・貸座敷税、煙草税等の書類が引渡されている。

土木掛は第三課（租税）の中で、唯一演説書も引渡目録も残っており、現存する書類も多い。土木掛の演説書は、「府県事務受渡規則」の第九章の「溝河ヲ疎通シ堤防ヲ修築シ新道ヲ開キ工芸ヲ興シ勸業ノ方法

ヲ設クル等ノ類許可ヲ得又ハ手限り施行シ未タ竣功ニ至ラサルモノハ最善稟議ノ旨趣利害得失ノ計算費用ノ出納及ヒ将来践行ノ考案ヲ演説書ニ詳記ス可キ事ニ拠つて、一件毎に簡条書で詳細に記述されている。従つて、時系列が複雑な係争書類なども、演説書から解明できる。

用水・堤防・道路・橋梁に関する書類がほとんどで、備前渠や玉川上水をめぐる大部な一件書類も含まれている。用水・堤防などの権利や、修理を民費・官費のどちらで行うかなどは、近世からの行き立が重要であり、附属書類には、天保期など江戸時代の文書の写しも多い。旧県々よりの申送り書類も含まれている。形態は、一件書類を袋入れにして整理しているものが多い。

第四課(警保)からは、内務省・司法省指令書、各取締規則、巡查名簿、処刑関係、囚獄関係、一件表などが引渡されている。しかし、警察関係の書類はその後別扱いとなり、独自に管理されるようになる。

第五課(学務)からは、当務書類として学事年報、学務概則、小学校明細簿、教員名簿などが引継がれ、演説書に挙げられている。熊谷県の時代は、国民皆学を目指した「学制」期であり、第五課(学務)の書類の大半は、学校設立伺三百二十冊をはじめとする小学校に関する書類である。諸書類には、旧入間県の学務関係書類も含まれている。

第六課(出納)の書類は、元来当務書類である六第二十一〜三十七号の土族金禄帳、公債簿、秩禄公債簿類と、諸書類の六第一〜二十号が、別表4の諸書類目録中に混在している。諸書類は演説書に挙げられており、引渡書類番号が付された現存書類と照合できるものが多い。

三 移管文書の現存状況

明治九年に引継がれたこれらの入間・熊谷県書類は、現在どの程度残っているのだろうか。残念なことに、そのほとんどは廃棄され、幻の書類となっている。

埼玉県の廃棄記録は明治十年代末から残っているが、十九年に旧県時代の御用留類、二十一年に学校関係書類、二十五年に社寺関係文書と戸籍帳及び長持に入つた旧書類が廃棄されている。そして、明治二十八年から三十二年にかけて行われた部門別分類と保存年限を取り入れた文書保存規則に基づく悉皆整理により、それまで蓄積されていた文書は、徹底的に選別・廃棄され、第一種の永久保存文書として選択された文書だけが現在まで残っている。その後も、四十年に地租改正図、四十四年に地籍帳・地籍調帳・村誌明細帳が廃棄された。⁽¹⁾

現存する入間・熊谷県の行政文書は、管見した限りでは、四百件程度あるが、その多くを占めるのは、一件毎にばらされて選択・分類された、各課の官省指令文書とその添付書類である。⁽²⁾一件ごとに分類されているため、件数からみるとかなり残っているように見えるが、元の書類数としては、全体で百点に及ばないと推定される。

現在までの調査で、その一部或いは全部が現存していると確認された書類には、別表2・4に★印を付したが、その数は六十点余で、一万点近く引渡された書類のパーセントに満たない。現存書類については、今後も引続き調査を進めていきたい。

むすびにかえて

当館が所蔵する明治期行政文書の簿冊中には、入間県や熊谷県の文書が散見されるが、明治九年にどの程度の文書が群馬県から埼玉県に引継がれたのかについては、今まで明らかにされてこなかった。

今回の調査により、群馬県の各課が、「府県事務受渡規則」を遵守し、短期間に総力をあげて残務整理に取り組んで書類を整え、埼玉県側に悉皆引渡していたことが確認できた。またその中には、編輯掛が保管していた大量の旧入間県庁文書が含まれていたことも判明した。

しかしながら、これらの書類は、引継がれて数年で廃棄され始め、明治中期の近代的な保存年限・類別部目を導入した文書保存規則に基づく大整理により、布達や指令書など行政的に重要な文書を除き、ほとんどが廃棄されたことが現存書類と引渡目録との照合で確認された。

今回の事例からは、次のようなことがいえよう。合併時に引継がれた旧組織の文書の一部は、当初は現用文書として利用されるが、新たな組織が定着していくに随い、急速に現用価値を失い廃棄対象となる。その際、例規類は最優先で残されるが、個別の事例を扱った文書や不要となった台帳類・名簿類などは早急に廃棄されていく。また、合併時に既に非現用である過去の組織の文書群が引継がれた場合、合併後しばらく時間が経過した時点で、或いは文書整理システムが変更された際などに、整理の一環として文書群ごと一括廃棄される可能性がある。そして、後世の人間が、合併前の組織や地域の歴史を振り返ろうとした時には、そ

の材料となるべき文書群は、例規類を除き、ほとんど廃棄され、失われつつある状態になる。

現在、文書館では平成十七年度より刊行予定の『埼玉県史料叢書

6・7 人間・熊谷県史料』の準備を進めており、本稿はその基礎資料となるものである。同書には、熊谷県及び入間県・旧県々の県政関係史料を収録する予定だが、入間県や旧県々については残存文書が少なく、引渡目録にある入間県庁文書が残されていればと切実に感じる。

現在進められている合併において、折角文書が引継がれても、現用でなくなった時点で、或いは、その後の文書管理システムの変更により、一括廃棄されてしまう危険性があることを、今回の事例は示している。歴史や暮らしを語る文書群を未来の人々も利用できるように残していくためには、まず引継ぐこと、そして、移管後の文書規程の整備や史料保存機関への移管などの事後処理も、併せて大切だと考える。

最後に、本稿をまとめるにあたり貴重なご示唆をいただいた渡辺隆喜氏、吉本富男氏に感謝申しあげたい。（平成十五年十二月記）

註

(1) 六月二十七日付の大蔵省の指令書（史料館三三丁六七）〔1934年〕に「引継事務取扱規則」（明治六年）が添付されており、同指令文書中、六月十八日付の熊谷県書付に、「最モ其事務上諸帳簿等ハ廢置県ノ際ヲ以上テ區別別然、聊混同不仕候様可致」と帳簿に関する記述がある。

(2) 楢取群馬県令は郷里山口県に帰郷しており、管轄替を知り八月三十一日に着京したが、内務省との連絡のためそのまま滞京した（「公文録」一九五四・七一、一九五七・七、一九六一・五一）〔県史C398・347〕。白根崎

玉県令は大阪へ旅行中であつた。着任間もない吉田権参事は達の翌八月十二日に手紙を出し早急の帰県を要請したが、帰県は九月九日になつた(公文録 一九五六・四一)「県史(C13398・34)「白根家文書三五」。なお、
同手紙は、本紀要の佐野久仁子・長島小夜香氏「書簡にみる初期埼玉県政―県令白根多助と書記官吉田清英―」に収録。

(3) 「明治九年第一課考績録」(史料館三三三・三七二)(C17574)の八月の項に、
「各課ニ於テ両三名ツ、事務受渡ノ専担を命ス」とある。

(4) 「明治九年編輯掛考績録」(史料館三三三・三七二)(C17575)に、「同月熊谷県改称分合移庁ノ令アリ、仍チ諸課ヨリ保管スル処ノ簿冊埼玉県エ譲与ノ便宜ヲ謀リ査調シテ一旦之ヲ諸課ニ返布ス、諸課該県ヘ譲与ス可キ者ヲ点検抜粹シ、其余群馬馬県ニ関スル者ヲ復タ当課ヘ運付セリ」とある。

(5) 土地は第一号「入間県区画興与地図」、人民は第九号「戸籍帳」により引渡されたが、実際には、戸籍帳は整理が間に合わず、九月二十日に引渡された可能性がある。当務書類第九号の戸籍帳をみると冊数の記載がなく、総計にも「戸籍帳は別数ニス」とだけあるのに対し、九月二十日の戸籍百拾一号に「壬申年中編成戸籍帳」として再記載され、二百二十八冊と冊数がある。また、第一課戸籍掛の「考績録」(史料館三三三・三七二)(C17574)には、①寄留人ノ名籍、②国民軍ノ名簿と共に八月三十一日に引渡したと記述されているが、①②の名簿も九月二十日の目録中にある。戸籍帳は受渡規則上の必須書目のため八月三十一日の当務書類に書類名を記載し、実際はそれ以降に引渡したと推測される。

(6) 第一課戸籍掛「考績録」(史料館三三三・三七二)(C17574)の八月三十一日に、「武蔵地方警察各出張所及ヒ屯所・川越大宮両四局并各所詰合ノ巡查等外吏以下ノ人員ヲ埼玉県ヘ引渡ス」とある。また、「県庁日誌」[明二三二]に、八月三十一日に引渡しのための警部達の出張、九月一日に多数の巡查

の任免が記載されている。

(7) 「明治九年第一課考績録」(史料館三三三・三七二)(C17574)九月の項に、「各課掛ノ内引渡事務担任ノ輩元熊谷県庁ニ於テ取扱タル残事務一切全ク調査整頓シ、本月廿日ヲ以テ埼玉県ヘ引継、并県庁建物ハ内務省ノ指令ヲ得テ同廿五日引渡済、官吏一同高崎ヘ引揚畢ル」とある。

(8) 演説書には「別紙」と記述する指令書や規則が添付されている場合があつたが、現存の演説書からは分離している。

(9) 旧藩県の書類の内、熊谷県の各課で現用書類として使用されていたものは、その課の書類として引渡されている場合がある。また、入間県内にあつた旧川越県(藩)の書類は、布達がわずかに残る程度で、既に散逸している様子がみてとれる。

(10) 阿久津宗二氏「群馬県における明治期公文書の編纂課程と保存規則」『双文 第一巻』(群馬県立文書館 昭和五十九年刊)によれば、群馬県は「歴史編輯引継演説」(群馬県 明一七八)で、「群馬県ハ乃チ旧群馬県ノ跡ヲ嗣クモノナレハ、自今旧入間県明治六年前ニ遡ル歴史及該地方ニ係ル九年迄ノ歴史共埼玉県ノ任スル所トシ、其際書類悉皆埼玉県引継シ、埼玉県ニ於テハ明治六年前及九年マテニ関係ナシトスル由ニ聞ユルヲ以(以下略)」と記述している。

(11) 拙稿「埼玉県における近代県庁文書の編纂と保存」『文書館紀要 第十五号』(埼玉県立文書館 平成十四年刊) 参照。

(12) 現存する官省指令文書は、入間県以前は原本、熊谷県分は写しが多い。これは、熊谷県では指令書の原本を編輯掛が保管し、各課が写しの複本を作成していたためである。史料館と群馬県に残る「御指令本書」と、当館の写しの指令文書には重複がある。但し、地理と出納の指令書は、原本が多く埼玉県に引渡されている。

(別表1) 演説書(現存分) (○印 8月31日引渡分)

○第一課 (庶務) 常務掛・戸籍掛・駅通掛・衛生掛演説書	群馬県行政文書 議129
○第二課 (勸業) 演説書★	群馬県行政文書 議129・埼玉県行政文書 明1504-22
第三課 (租税) 土木掛演説書★	埼玉県行政文書 明196-15
○第四課 (警保) 演説書・警察事務演説書	群馬県行政文書 議129
○第五課 (学務) 演説書	群馬県行政文書 議129
○第六課 (出納) 演説書★	群馬県行政文書 議129・埼玉県行政文書 明1610

(別表2) 当務書類目録 (明治9年8月31日引渡分) (群馬県行政文書 議129より作成 書類名・年月の一部を縮約)

第1課 (庶務)		第56号	M9	武州各区売薬免許願書・禁売指令書	1冊	
常務掛		第57号	M9	売薬免許鑑札下渡済人名簿	1冊	
第1号	入間県区画興与地図*	第58号	M9	売薬免許鑑札再調上申願書 薬剤添	1袋	
第2号	軍用銃明細帳*	第59号	M9	売薬免許鑑札新規願上申済願書	1袋	
第3号	猟銃調査明細帳*	第60号	M9	売薬免許鑑札新規願上申前 薬剤添	1袋	
第4号	銃砲弾薬売買届*	第61号	M9	売薬免許鑑札下渡受書	1冊	
第5号	届漏猟銃取調帳*	第62号	M9	武州各区菓舗履歴	1冊	
第6号	銃砲譲渡売買願届*	第63号	M9	各区医学生会議ケ所書・申合規則書	1括	
第7号	管下布達*★	第64号	M9	戸口村医村松栄枝外二名医学試験書類	1括	
第8号	地租改正願届鑑定人其外身分留*	第65号	M9	各県往復	1括	
戸籍掛		第66号	M9	菓湯営業許可願書	1冊	
第9号	戸籍帳*	第67号	M9	各村医生死亡届上申前	1括	
第10号	区戸長名簿*	第68号	M9	各大区死亡之者合計表医務取締役表	1括	
第11号	町村役員約定書*	第69号	M9	本年上半年種痘表	1括	
第12号	祠官祠堂名簿*	第70号	M9	武州各区医務取締并世話役其外願届同	1冊	
第13号	寄留人原籍取調中名簿*	第71号	M9	八年各村種痘済届	1括	
駅通掛		第72号	M9	八年各村種痘表上申済控	1括	
第14号	M5 郵便事務	1冊	第2課 (勸業)			
第15号	M6 郵便事務	1冊	第73号	M9	蚕種組合役員名簿	1冊
第16号	M6 郵便受書留	1冊	第74号	M9	蚕種製造組印及毎組正副頭取印影簿	2冊
第17号	M6 駅通事務	2冊	第75号	M9	生糸改会社規則并申合及規條増補共	1括2冊
第18号	M6 陸運会社転送所一件	1冊	第76号	M9	生糸改会社印影簿	1括
第19号	M6 道路渡舟場諸届	1冊	第77号	M9	生糸改会社正副社長取扱人名簿	1括
第20号	M6 品川駅へ助郷滞金皆済一件書類	1冊	第78号	M9	蚕種製造会社組合結立証書同申合規則定款	18冊
第21号	M6 深谷本庄其外四駅附属村々助郷一件	1袋	第79号	M9	本年生糸取締上告論并布達書	1括
第22号	M6 非常出兵人馬継立一件書類	1冊 1袋	第80号	M9	生糸取締上之義各改会社ヨリ差出候請書類	1括
第23号	M6 賀美郡八日市村橋梁論地一件	1袋	第81号	M9	牧羊及農学試業科生徒人名書	1冊
第24号	M7 郵便事務	2冊	第4課 (警保)			
第25号	M7 郵便受書書	1冊	第82号	M8-9	庶民処刑届	8冊
第26号	M7 駅通事務	2冊	第83号	M8-9	検視書類	12冊
第27号	M7 陸運会社一件	1冊	第84号	M9	宣告書	1冊
第28号	M7 渡舟橋梁賃調	1冊	第85号	M9	売淫犯則録・売淫取締規則	1冊
第29号	M7 熊谷駅陸運会社一件	1冊	第86号	M9	三業及遊芸指南免許願・渡世規則	1冊
第30号	M7 釘無村入間郡河川村入間川渡舟一件	1冊	第87号	M8-9	放出火届	2冊
第31号	M8 郵便事務	1冊	第88号	M8-9	士民庶願届	5冊
第32号	M8 駅通事務*	1冊	第89号	M9	賣古着屋渡世頭取名届・取締規則	1冊
第33号	M8 郵便受書書	1冊	第90号	M9	古道具古鉄紙渡世頭取名届	1冊
第34号	M8 陸運会社中牛馬一件	1冊	第91号	M9	雇人受宿渡世頭取名届・渡世規則	1冊
第35号	M8 通運会社一件	1冊	第92号	M9	一件表	1冊
第36号	M8 通運聯合留	1冊	第93号	M9	一件帳	1冊
第37号	M9 郵便事務	1冊	第94号	M9	一件済口証	2冊
第38号	M9 郵便受書書	1冊	第95号	M9	囚獄掛官吏名簿	1冊
第39号	M9 駅通事務*	1冊	第96号	M9	警察出張所詰官吏名簿	1冊
第40号	M9 陸運会社一件	1冊	第97号	M9	巡查名簿	1冊
第41号	M9 陸運会社聯合留	1冊	第98号	M9	内務司法両省御指令写	1冊
第42号	M9 各駅通運継立所人馬賃表	1冊	第99号	M9	却下書類	3冊
第43号	M9 各郵便局へ時計撞衡下ケ渡録	1冊	第100号	M9	巡查志願書	1冊
第44号	M9 金子入書状取扱役免許印鑑見合番号帳	1冊	第101号	M9	巡查保証録	1冊
第45号	M9 郵便局并取扱役等級及御手当控	1冊	第102号	M9	村名帳	1冊
第46号	M9 郵便線路一覽表*	1葉	第103号	M9	庶民願届留	1冊
第47号	M9 各郵便局配達村々調書上ケ表	1葉	第104号	M9	土族録高帳	1冊
第48号	M9 渡舟場高札并賃表	3冊	第5課 (学務)			
第49号	M9 郵便替替抵当物差出書及一件*	3ヶ所分	第105号	M6-8	学事年報書*	4冊
第50号	M9 各大区村々里数取調	11冊	第106号	M9	学務概則*★	1冊
第51号	M9 演説書附属書類	1括	第107号	M9	小学校明細帳*	3冊
衛生掛		第108号	M9	中小学区割*	4冊	
第52号	M9 医務取締同世話役人名簿	1冊	第109号	M9	教員名簿*	1冊
第53号	M9 開業医師并種痘医人名簿	1冊	第110号	M9	学区取締名簿*	1冊
第54号	M9 開業医履歴書	1括	第111号	M9	学校保護役名簿*	1冊
第55号	M9 開業願医師上申漏履歴	1括				

当務引渡諸書類目録 840冊 外戸籍帳は別数二ス 6袋 19括 1部 2葉

(別表3) 追演説書・追加書類目録 (群馬県行政文書 議129・埼玉県行政文書 明196・明1610より作成)

第3課 (土木) (9月)		1冊・1袋	
番外1	比企郡正代村外老村組合樋同郡田木村外武ヶ村同断入間郡浅田村村内打切杭云々書類*		1袋
番外2	右内演説書**		1冊
第5課 (学務) (9月1日)		1冊	
学第2号	追演説書*		1冊
第6課 (出納) (9月)		5冊・1袋	
第1号	旧品川原府教団増代金之儀ニ付換稅書抜	第3号	正金引渡目録**
第2号	武蔵国入間新座郡村々貯穀一村限帳	第4号	演説書**

(別表4) 諸書類目録 (明治9年9月20日引渡分)(群馬県行政文書 議129より作成 書類名・年月の一部を縮約)

第1課 (庶務) 常務掛		36冊・30括・8袋	
庶1	M7 市郷願伺届留	庶34	M6-9 公布揭示済調
庶2	M8 庶民願伺届留	庶35	正副戸長給料見込書
庶3	M6 寮司府県往復	庶36	正副戸長準等受書
庶4	M7 寮司府県往復	庶37	村役場印届
庶5	M6 省府県裁判所往復	庶38	兵家者流書籍有無調書
庶6	M7 省府県裁判所往復	庶39	村役場附書目
庶7	M8 省府県裁判所往復	庶40	盜賊捕縛村々續レ其外諸一件書類
庶8	M6 裁判所往復	庶41	旧入間県会議書類
庶9	M7 裁判所往復	庶42	旧小川区庁書類
庶10	M8 裁判所往復	庶43	癸丑以来国事ニ斃シ者有無調書★
庶11	M9 裁判所往復	庶44	見本新紙幣ノ義ニ付取調書
庶12	M7 賞与録★	庶45	台湾一件ノ節備役死亡ノ者取調書
庶13	M8 賞与録★	庶46	地誌関係書類有無取調書
庶14	M9 賞与録★	庶47	銃砲彈藥亮捌書上
庶15	M8 教員并保護役身分留	庶48	檢視一件書類
庶16	M9 教員身分留	庶49	盜火難届
庶17	M8 教員受書	庶50	警察各出張所屯所建築費出金ノ件
庶18	M8 各小学校保護役書	庶51	武蔵国横見郡小八ツ林村一件
庶19	M9 教員受書留	庶52	区戸長等相用候提燈難形
庶20	M8 各小学校保護役進退願	庶53	医務開業願一件
庶21	M9 軍衆両部検査願	庶54	衛生所録因
庶22	M8 銃砲譲受渡願	庶55	M6-8 武蔵国ノ内拾三郡民費調帳
庶23	M8 庶民受書	庶56	M8-9 寮司府県往復
庶24	M9 懲戒簿★	庶57	M6- 官省御達留
庶25	M8 各小学校保護役願	庶58	M7 御達留
庶26	水揚有無取調書類	庶59	M8 御達留
庶27	村合併書類★	庶60	M6- 進達并御指令済★
庶28	法律学校へ入学願	庶61	M7 進達留
庶29	備前栗堀旧岩鼻農伺御指令済★	庶62	M8 進達留
庶30	村約定書	庶63	M9 進達留
庶31	古典籍有無調	庶64	M7 官省御指令済★
庶32	M7・8 村費明細書	庶65	M8 官省御指令済★
庶33	M6-9 区費ノ証	庶66	M9 官省御指令済★
第1課 (庶務) 戸籍掛		707冊・4括・82袋	
戸1	区戸長印鑑帳	戸57	M6 神社願伺届
戸2	M7-9 戸籍各種総計帳	戸58	M6 寺院願伺届
戸3	M8 各大区戸籍各種総計帳	戸59	M6 寺院住職願
戸4	M9 各大区戸籍各種総計帳	戸60	M6 大中小教院往復留
戸5	M9 各村戸籍各種総計帳	戸61	M7 官省進達留
戸6	M9 各村戸籍各種総計帳	戸62	M7 陸軍団台往復
戸7	寄留戸籍帳	戸63	M7 省使庁府県往復
戸8	南十大区戸長進退ノ件(略)	戸64	M7 裁判所往復
戸9	本庄駅ニ寄留家出ノ件(略)	戸65	M7 役人進退届
戸10	傍瀨堂村民借金ノ件(略)	戸66	M7 市郷願伺
戸11	東別府行倒ノ件(略)	戸67	M7 市郷諸届
戸12	安松村民帰村ノ件(略)	戸68	M7 市郷請書
戸13	貫風明細連名簿	戸69	M7 神社神官願伺届
戸14	川越町三名家督願書(略)	戸70	M7 寺院願伺届
戸15	熊谷駅士族病死届書(略)	戸71	M7 住職進退請書
戸16	元井磐前農士族復族ノ件(略)	戸72	M7 大中小教院往復
戸17	川越町住士族相統ノ件(略)	戸73	M7 寺院券証書換願
戸18	M7-9 徴兵名簿	戸74	M7 僧尼族籍届
戸19	第一後備軍名簿	戸75	M8 官省進達留
戸20	明治10年廻シ徴兵連名簿	戸76	M8 陸軍団台往復
戸21	M6 徴再役身進逃亡除隊名簿	戸77	M8 陸軍団台往復
戸22	国民軍名簿并総計表加除届共	戸78	M8 省使庁府県往復
戸23	神社明細調帳	戸79	M8 裁判所往復
戸24	県郷社名簿并村社氏子調帳共	戸80	M8 役人進退留
戸25	M9 村社取調帳	戸81	M8 市郷願伺届
戸26	相上村吉見皇神社農社書類	戸82	M8 市郷諸届
戸27	甲山神社祭祀ノ件(略)	戸83	M8 市郷請書
戸28	三ヶ島村中水川神社式内判定ノ件(略)	戸84	M8 神官願伺届

戸29		三峯神社祠官撰挙願(略)	1袋	戸85	M8	神社願伺届	1冊
戸30		神社什物寄附品取調書類	8冊	戸86	M8	寺院住職願	1冊
戸31		増尾村守邦親王・大塚村梅王子墓(略)★	1袋	戸87	M8	寺院願伺書	2冊
戸32		愛国講社規則其外	1袋	戸88	M8	住職進退請書	1冊
戸33		富士一山教会加入者辞令ノ件(略)	1袋	戸89	M8-9	大中小寺院往復留	1冊
戸34		寺院明細調帳	9冊	戸90	M8	寺院券証書換願	1冊
戸35		寺院住職名簿	1冊	戸91	M8	僧尼族籍届	1冊
戸36		廃寺院名簿	1冊	戸92	M8	各警視方ヨリ裁判所へ引渡書類	1冊
戸37		神官寺院住職之外教導職名簿	1冊	戸93	M9	官省進達留★	1冊
戸38		旧修験院跡有無再調(略)	1括	戸94	M9	陸軍团台往復	1冊
戸39		無住無祖ノ寺院廃止伺中名簿	1冊	戸95	M9	省使庁府県往復	2冊
戸40		龍福寺住職招待ノ件(略)	1袋	戸96	M9	裁判所往復	1冊
戸41		岡郷本願寺所有地売却ノ件(略)	1袋	戸97	M9	役人進退留	3冊
戸42		徳藏院住職教導職試補差免ノ件(略)	1袋	戸98	M9	市郷願伺留	2冊
戸43		下里村 弥陀堂大聖寺合併ノ件(略)	1袋	戸99	M9	市郷諸届	1冊
戸44		真宗教会酬恩社開設願書	1袋	戸100	M9	市郷請書	1冊
戸45	M6-9	官省御達留	1冊	戸101	M9	神社願伺届	1冊
戸46	M6-9	官省指令書★	1冊	戸102	M9	神官願伺届	1冊
戸47	M6-9	神官受書	1冊	戸103	M9	神官教導職所属届	1冊
戸48	M6-9	貴属願伺書	1冊	戸104	M9	寺院往復願	1冊
戸49	M6-9	隠居家督願	2冊	戸105	M9	寺院願伺届	1冊
戸50	M6-9	貴属受書	1冊	戸106	M9	教導職進退請書	1冊
戸51	M7-9	役人進退受書	3冊	戸107	M9	住職進退請書	1冊
戸52	M6	官省進達留	1冊	戸108	M9	家出日限届届付願書類	6冊39袋
戸53	M6	省府県裁判所往復	1冊	戸109	M9	戸籍社寺内今泉村始メ拾式村々誌	22袋
戸54	M6	役人進退留	3冊	戸110	M9	士族祿券辞令書引上ケ之分	1括
戸55	M6	市郷願伺	1冊	戸111	M9	壬申年中編成戸籍帳	228冊
戸56	M6	市郷諸届	1冊				
第1課(庶務)編輯掛				15冊・3括・5袋			
編1		武蔵国地誌提要	1冊	編12		秩父郡ノ内伊豆沢村始三拾壹ケ村々誌	1括
編2		武蔵国地誌提要訂正	1冊	編13		同絵図面三拾枚	1袋
編3		熊谷県管内武蔵国地誌提綱	1冊	編14		児玉郡栗崎村初メ拾三村々誌	1括
編4		賀美郡々誌差出済草稿	1冊	編15		児玉郡栗崎村初メ拾三村々誌絵図面拾枚	1袋
編5		賀美郡村誌差出済草稿拾七ケ村分	1冊	編16		榛澤郡ノ内今泉村始メ拾式村々誌	1括
編6		賀美郡村誌差出候文書	1冊	編17		榛澤郡ノ内今泉村始メ拾式村々誌絵図面	1袋
編7		地誌提要編纂ニ付少内史ヨリ来翰★	1冊	編18		那賀郡ノ内猪俣村々誌	1冊
編8		地誌提要編纂ニ付廉々取調書★	1冊	編19		高麗郡ノ内中山村初メ拾四ケ村絵図面	1袋
編9		賀美郡式拾七ケ村ヨリ差出候村誌	4冊	編20		建言書、指令書ヲ付ス★	1冊
編10		賀美郡式拾七ケ村ヨリ差出候村誌絵図面	1冊	編21		地誌編纂ニ付下タ方ヨリ伺書	1冊
編11		賀美郡同村誌遺漏再調ノ分取纏	1冊				
同旧県々之分(旧入間県之分)				210冊・24括・13袋			
1 M4		官省御布達府県往復留	1冊	127 M5		日々出願調印簿	1冊
2 M4-5		官省布達	1冊	128 M6		市郷届書	1冊
3 M6		大蔵省租税寮御布達留	1冊	129		諸願伺届	1冊
4 M4		御指令留	1冊	130 M5		市郷伺留	1冊
5 M5		御布告留	1冊	131 M5		市郷諸届留	1冊
6 M5		御布告留	1冊	132 M5		盗難訴	1冊
7		諸伺書	1冊	133		市郷届留	1冊
8 M6		諸省御布告	1冊	134		金沢藩外二藩品川宿取締兵隊ヨリ引渡書類	1袋
9 M5		官省願伺届	1冊	135 M5		市郷諸請書留	1冊
10 M6		官省願伺届	1冊	136		取紛捨物紛失品書類	1冊
11 M6		寮使往復届	1冊	137		一件書類五十六通	1冊
12 M5		府県往復留	1冊	入間県深谷支庁分			
13 M5		府県往復留	1冊	138 M5		諸届	1冊
14 M6		府県往復留	1冊	139 M5		諸届	1冊
15 M5		裁判所往復	1冊	140 M6		諸願控	1冊
16 M6		裁判所往復	1冊	141 M5		諸請印帳	1冊
17 M6		府県裁判所往復	1冊	142 M5		諸受書留	1冊
18 M5		省府県往答留	1冊	143 M6		日誌	1冊
19 M6		大宮支庁来翰	1冊	144 M5		本庁往復	1冊
20 M5		大宮支庁往復	1冊	145 M5		府県往復	1冊
21 M6		深谷支庁来翰	1冊	146 M5		各県往復	1冊
22 M6		本庁往復留	1冊	147 M5		諸届	1冊
23 M6		東京御用状往復	1冊	148		馬車道一件	1袋
24 M5		東京御用状往復	1冊	149		児玉郡沼上邸古池一件	1袋
25 M6		大宮支庁達留	1冊	150 M6		雑事類	1冊
26 M6		深谷支庁達留	1冊	151 M6		来発籍	1冊
27 M6		会所往復留	1冊	152 M6		開届諸願一件	1冊
28 M6		巡回掛往復	1冊	153 M5-6		遊芸渡世其外鑑札願	1冊
29 M5-6		賞賞禄★	1冊	154 M5		人力車願	1冊
30 M6		賞賞禄★	1冊	155 M6		本庁送り控	1冊
31 M6		管下説諭	1冊	156 M6		宿郷預ケ一件	2冊1括
32 M5		会議録	1冊	157 M5		東京支庁往復	1冊

33	M6	各課回達留	1冊	158	M6	焼失一件	1冊
34	M6	官員回覧済	1冊	159	M2	第九大区極難者再検査済	1冊
35	M4	毎月職員表進達留	1括	160	M5	捨品書類控	1冊
36	M5	裁判済訴訟口手続	1冊	161	M6	盗難届	1冊
37	M5	日記	1冊	162	M5	伐木閉届	1冊
38	M6	日記	1冊	163		雑書	1括
39	M6	官員願同届	1冊	164	M5	雑事控	1冊
40	M5-6	拝命請書	1冊	165	M5	処刑済控	1冊
41	M5-6	拝命達留	3本1括	166	M5	検使留	1冊
42	M6	身分留	1冊	167	M5	取締向諸届	1冊
43		卒名前帳	1冊	168	M5	沢泉令説諭請書	1冊
44		新巢取計簿	1冊	169	M5	裁判所往復	1冊
45		諸泉引渡目録	1冊	170	M5	囚人出入帳	1冊
46	M5-6	管下布告★	1冊	171	M5	村々廢疾者書上	1冊
47	M5-6	管下布告★	1冊	172	M5	各村提燈願	1冊
48	M6	建白書	1冊	173	M5	焼失家名籍帳	1冊
49	M5	深谷往復留	1冊	174	M5-6	改名改印願	1冊
50		村々合併願	1冊	175	M6	糞紙充捌所往復	1冊
51	M5	市郷願同留	1冊	176	M5	焼失一件	1冊
52	M5	市郷願同留	1冊	入間県東京出張所分			
53	M6	市郷願同留	1冊	177	M6	官省布達留	1冊
54	M5	復籍欠落捨品訴	1冊	178	元治1	回章他 旧川越県	1冊
55		補亡事務一件	1袋	179	慶応1	回章他 旧川越県	1冊
56		土族平常録受取米一件	1袋	180	慶応2	回章他 旧川越県	1冊
57	M5-6	挨拶留	1冊	181	慶応3	回章他 旧川越県	1冊
58		挨拶訴	1冊	182	M1	回章他 旧川越県	1冊
59	M5-6	市郷願同留(5年2冊・6年3冊)	5冊1括	183	M6	府県往復留	1冊
60	M6	市郷請書	1冊	184	M6	往復御用状留	1冊
61	M5	宿直日記	1冊	185	M6	往復御用状留	1冊
62	M5	両支庁何書類	1冊	186	M6	日記并雑書	1冊
63	M5	官員諸届	1冊	187	M6	諸上納請取証書	1冊
64	M5	貴族諸届留	1冊	188	M5	月番回章留	1冊
65	M6	捨物訴	1冊	189	M6	月番書記類	1冊
66	M6	盗難訴	1冊	190	M6	官省達并掛合留	1冊
67	M6	出火訴	1冊	191	M5-6	進達留	1冊
68	M5	登口願	1冊	192	M5	進達書面	1冊
69	M6	役入願	1冊	193	M5	上梓御布令書	1冊
70	M5	各課回達済	1冊	194	M5	上梓御布令書	1冊
71	M5	願同留	1冊	195	M5	公札往復留	1冊
72	M5	管内取調有無	1冊	196	M5	公札往復留	1冊
73	M5	会所往復留	1冊	197		雑書	1冊
74	M5	雑書留	1冊	198	M5-6	士民願届留	1冊
75	M5	病死仮埋請書留	1冊	199		羅卒採用懸合書并届書	1冊
76	M5	月次進達備忘	1冊	200	M5	貴族及市郷之者近在留	1冊
77	M6	月次進達書	1冊	201	M5	進達留	1冊
78	M5	役入願	1冊	202	M5	上梓御布告留	1冊
79	M4	諸事記	1冊	203	M5	官省御達書留	1冊
80		雑書類	1括	204	M5	新聞運送留	1冊
81		高反別明細納	1括	205	M5	新巢取計例	1冊
82		一件物類	1括	206	M5	月番御布令書	1冊
83		信書	1括	207	M5	御布令留	1冊
84		八大区各小区定議録	1冊	208	M5	御布令留	1冊
85		旧川越城郭絵図	1袋	209	M5	御布令留	1冊
86		取締一件	1袋	210	M5	御布令留	1冊
87		盗難届	1括	211	M5	上梓御布令留	1冊
88		大官支庁諸書類	1袋	212	M5	上梓御布令留	1冊
89		官員録	4冊1括	213	M5	上梓御布令留	1冊
90		官員履歴	1冊	214	M5	府県往復留	1冊
91	M2	品川県御用留	1冊	215	M5	府県往復留	1冊
92	M4	品川県布令留	1冊	216	M5	日記	1冊
93		品川県各局廻達留	1冊	217	M6	公札往復留	1冊
94		造舟伐受印留	1冊	218	M4	御布告日誌新聞仮綴	1冊
95		鉄砲番号簿	折本1括	219	M5	摺物御布令書仮綴	1冊
96		布令留	1冊	220		旧川越県会計局へ調査云々	1冊
97		社寺調帳	21本1括	221	M1	御布告留	1冊
98		神社明細帳	1括	222	M2	御布告留	1冊
99	M5	貴族願同留	1冊	223		木ノ宮一件	1袋
100	M3	廃寺堂取調書抜	1冊	224		弁舌	1括
101		社寺印鑑帳其外	1括	225	M4-5	官省御指揮済★	1冊
102		一件物其外雑書類	1括	226	M6	官省御指揮済★	1冊
103	M5	寺院住職願	1冊	入間県深谷支庁分			
104	M5	寺院住職願	1冊	227	M6	諸願届	1冊
105	M6	寺院願同届	1冊	228	M5	寺願同届留	1冊
106	M5	各区諸願	1冊	229	M5	諸布令控	1冊

107	M5	改印改名届	1冊	230	M5	欠落届控	1冊
108	M5 - 6	諸進達物	1冊	231		高木村高城神社旧社地調	1袋
109	M5 - 6	府県往答留	1冊	232	M5	入籍届	1冊
110	M6	役入願	1冊	233	M5	寓断留	1冊
111	M5 - 6	神社願届届	1冊	234	M5	出入送籍留	1冊
112	M6	欠落訴	1冊	235	M5	第八第九大区会所一件	1冊
113	M5	隠居家督願書	1冊	236	M5	医籍控	1冊
114	M6	隠居家督願書	1冊	237	M5	分家願	1冊
115	M5	貴属願届留	1冊	238		絵図面	1括
116	M5	帰住願	1冊	239	M5 - 6	脱籍入留	1括
117	M6	帰住願	1冊	240	M5 - 6	勸業事留	1冊
118	M5	欠落并日限尋訴	1冊	241	M5 - 6	解放留	1冊
119	M5	己巳4月15日現欠落帰住願	1冊	242	M5 - 6	漬家並跡相統願	1冊
120	M5	僧侶名字届	1冊	243		村役人給料願	1括
121	M5	日記	1冊	244		旧神職取調書上	1冊
122	M5	請取証書	1冊	245		帰籍差遣帳・逃亡差遣帳	1袋
123	M5	欠落日限訴	1冊	246		逃亡日限尋請書	1冊
124		欠落人除帳調	1括	247		住職願	1冊
125		一件物 袋入	1袋	248	M6	社寺官省御指揮濟	1本
126		神奈川県引渡書物	1袋				
第2課(勸業)			59冊・12袋				
勸1	M8	成瀬歩方検査帳	6冊	勸16		土石取調書類 申送書添	1袋
勸2	M8	春蚕原紙配賦連名簿・休業人居帳荒川組分	7冊	勸17	M8	石川県博覧会列品依頼書類 申送書添*	1袋
勸3	M7 - 8	物産調簿	1袋	勸18		縮図道具販売書類并雛形	1袋
勸4		蚕種製造仮成規	1袋	勸19		星川筋通船書類 申送書添**	1袋
勸5	M9	蚕種原紙凡種取調・蚕種製造組合明細簿他*	26冊	勸20		鱈牛馬取扱願書類 申送書添	1袋
勸6	M9	蚕種現在出来高・原紙配賦及休業人居簿	20冊	勸21		魚苗育苗書類 申送書添**	1袋
勸7	M9	蚕種各組役員交換書	1袋	勸22		聯成社結立願書類*	1袋
勸8		狭山製茶会社書類申送書輸出茶見本添**	1袋	勸23		水車製糸器械設立届 申送書添**	1袋
勸9		赤川製糸会社書類 申送書添**	1袋	勸24		生藍製造之義二付届 申送書添**	1袋
勸10		鉱物書類 申送書添**	1袋	勸25		熊谷駅門掃除一件書類	1袋
勸11		勸業寮拝借驢馬書類 申送書添**	1袋	勸26		高麗郡上広瀬村製糸場書類*	1袋
勸12		絹布商人仲間條規 申送書添**	1袋	勸27		生産会社設立書類*	1袋
勸13		屠牛調書類 申送書添*	1袋	勸28		伝染牛馬取扱調書類 申送書添**	1袋
勸14		家畜調書類 申送書添*	1袋	勸29		第二課御指留	1袋
勸15		乳牛購求届書 申送書添**	1袋				
第3課(租税) 常務掛 (目録現存せず)			374冊・73括・117袋・1枚				
第3課(租税) 地租改正掛 (目録現存せず)			1871冊・2括・16袋・13繰・5条・1組・1巻				
第3課(租税) 地理掛 (目録現存せず)			3050冊・25括・206袋・1000枚・1通				
第3課(租税) 土木掛			21冊・58袋・2葉・1繰・2通				
1		幡羅郡・榛澤郡両郡邸々組合備前堀一件書類**					12袋
2		入間郡木ノ目邸・南田嶋村両邸論所堤之義同郡牛子邸外九ヶ邸嘆願一件**					1袋
3		荒川通入間郡古谷上邸・古谷本郷両組堤防新組合役立願*					1袋
4		荒川通上南畑邸外三ヶ邸堤防新組合*					1袋
5		新座郡下内間木邸平民伊藤半次郎水利建白書*					1袋
6		入間郡竹間沢邸外式ヶ邸ヨリ新座郡志木宿地内柳瀬川通杭出差払一件*					1袋
7		幡羅郡西城・田嶋両邸ヨリ同郡上根村へ係ル水路浸差差繼一件*					1袋
8		同郡上須戸邸土橋架願并書類*					1袋
9		大里郡大麻生村ヨリ宇城田堰引入口新規掘割之場埋立届書*					1冊
10		幡羅郡上須戸邸外拾四ヶ村ヨリ新堤築立中条堤取払願并水害脱却之所見上申書図面共*					9袋2冊
11		同郡江原邸外拾六ヶ邸ヨリ水害之義二付・上州新田郡前小屋邸地内大圃堤切所再築願并絵図面共*					1袋
12		秩父郡大宮邸外七ヶ邸筏水下差支候義二付・荒川通水車持主へ説諭*					1冊
13		中山道往還大里郡石原村地内板橋掛替願書類*					1袋
14		幡羅郡弥藤吾邸用水路模様替願書類*					1袋
15		大里郡熊谷駅ヨリ埼玉郡行田町通字星川通船路一件書類*					1袋
16		榛沢郡針ヶ谷邸ヨリ今泉邸相係ル水論一件書類*					1袋
17		上武両国川々道路経費定額減額二付上申書写*					1袋
18		明治八年九月中内務省御達河溝道路一周歳経費金額改正之義并内訳科目取調書写共**					1袋
19		上武両国堤防溝渠道路橋梁工費定額并三等ノ属スル川々堤防橋梁種類堰堰等一口替費難課箇所上申書共*					1袋
20		男衾郡富田邸新規用水路并新通設置共内務省河洛写評議通シ共入**					1袋
21		秩父郡坂石邸前通開鑿書類*					1袋
22		入間郡黒須邸外拾式ヶ邸ヨリ出願ノ入間川村ヨリ神奈川県管下青梅邸へ通スル新道設置一件*					1袋
23		入間郡二本木邸地内廃道出願一件*					1袋
24		高摩郡小岩井邸小瀬戸邸境名栗川架渡仮橋廃存書類*					1袋
25		入間郡福岡邸ヨリ同郡古市場邸へ係ル字義老橋架渡差繼一件*					1袋
26		同郡勝瀬邸ヨリ同郡鶴馬邸へ係ル用水路論所一件書類内務省へ指令書共**					1袋
27		堤防道路取締役人名簿					1冊
28		武蔵国秩父郡村々明細帳					1冊
29		同国幡羅榛沢賀美郡那賀見玉郡村々明細帳					1冊
30		旧県々ヨリ申送書類					1繰
31		明治六年内務省四百拾三号公布ニ依リ中山道筋実測川越往還清水越実測一村限里程調武州地方書技*					1袋
32		新座郡野火止邸外七ヶ邸ヨリ神奈川県下村々へ係ル玉川上水差繼云々鑑定書*					1袋
33		大里郡押切邸地内字御正堰組合用水路切広願					1袋

34	玉川上水分水絵図并寸積書類東京府往答書共★	1袋
35	入間川成木川通絵図面	1袋
36	高麗川通絵図面入	1袋
37	入間川通絵図面入	1袋
38	市ノ川通絵図面入	1袋
39	荒川通絵図面入	1袋
40	越辺川通絵図面入	1袋
41	菓瀬川通絵図面入	1袋
42	霞川通絵図面入	1袋
43	明治七年春分堤防川除道路橋梁樋管堰欄用悪水路修繕清算帳	7冊
44	明治八年分前同断	4冊
45	都幾川越辺川通堤防絵図面	2葉
46	荒川通石原郵外五拾式ヶ邸組合堤切所書類	1袋
47	比企郡玉川郷ヨリ鎌形郷へ保ル都幾川通堰廢存一件★	1袋
48	入間郡川越郷町囚獄其外建築御指令済控・同断仕損目論見帳控・同断入費内訳清算帳控	2通2冊
49	比企郡下里村地内新道開鑿一件*	1袋
50	演説書**	1冊

第3課(租税) 雑税掛 (目録現存せず) 130冊・23括・1袋・15通・100枚

第5課(学務) 12冊・18括

学1	御指令済綴込★	1冊	学15	小学生卒業試験表	1括2冊
学2	進達留	1冊	学16	学区取締願伺	1冊
学3	学校設立伺	1括320冊	学17	M7-8 各小学生徒人員及校費表	2冊
学4	学校設立伺御指令済・私学開業閉届	1括31冊	学18	M9 小学生人員及校費表	1括92袋
学5	学校寄附金願書	2括27括6冊2袋	学19	学費受払勘定簿	1冊
学6	学校資本金積立書	1括	学20	徴収生徒学費償却簿	1冊
学7	学校敷地願同受書共	1括2袋	学21	学資賦課金元小野組預ケ沈ミ内訳書	1冊
学8	学校敷地下渡済箇所調簿	1冊	学22	南八大区各小学校経費書類 申込書添★	1括4冊
学9	教員願 2冊	1括2冊	学23	学事一件書類 内処分未済2件申送書添	1括22袋
学10	誓文受書	1括2冊	学24	M7 学事統計表・付録・学齡人員録	1括
学11	小学生卒業試験願	1冊	学25	M8 学事統計表・付録・学齡人員録	1括
学12	学区取締願伺	1括4冊	学26	各所往復留	1冊
学13	庶民願伺	1括2冊	学27	旧入間県引継書類★	1括
学14	各校優等生調	1括	学28	蔵版書目	1冊

第6課(出納) 96冊・7袋

六1	棄兒名前書明細表共*	2冊	六20	旧浦和県管下石高拝借一件書類*	1袋
六2	鯉寡孤獨御救助之者名前書明細表共*	2冊	六21	士族金帳簿*	1冊
六3	返納物一村限帳*	8冊	六22	士族金帳簿上州ヨリ武州へ持籍之分*	1冊
六4	右返納金寮々受取証*	1袋97枚	六23	士族金帳簿浜松県ヨリ眞風替武州入籍分*	1冊
六5	右返納金村々拝借証文*	1袋7冊6通	六24	士族金帳簿上州ヨリ武州寄留之分*	1冊
六6	右任訳書*	1冊	六25	新公債簿*	3冊
六7	医学校備金仕訳書并上申書写共**★	2冊	六26	旧公債簿*	6冊
六8	右備金引渡目録**★	1冊	六27	七年発行秩禄公債簿*	9冊
六9	民費取立帳*	15冊	六28	八年発行秩禄公債簿*	8冊
六10	県限賦金遺私仕訳書*	1冊	六29	新公債々主元帳*	1冊
六11	武州朱印地社寺通減減帳*	13冊	六30	旧公債々主元帳*	1冊
六12	武州社寺除地通減減一村限帳*	3冊	六31	七年発行秩禄公債々主元帳*	3冊
六13	武州社寺除地通減減一時可下賜分一村限帳*	3冊	六32	八年発行秩禄公債々主元帳*	3冊
六14	内務大蔵両省上申指令済見合可相成分写**★	1冊	六33	公債々主印鑑帳*	1冊
六15	M8-9 墳墓費引渡目録**★	1冊	六34	旧藩々貸下金取立元帳*	1冊
六16	八丁河原村桑原周作証文并地券証共*	1袋	六35	旧藩々貸下金証文旧書類*	1袋
六17	松山住士族証書其外一件書類*	1袋	六36	公債御達指令留*	1冊
六18	小野組買上物代価未払之分調書**★	1冊	六37	公債証書斷取有調*	1冊
六19	旧岩鼻県開初一件書類**★	1袋			

(別表5) 追加書類 (明治9年10月) (群馬県行政文書 議129より作成)

第3課(租税) 雑税掛 (10月28日引継分)		52冊・1括・4葉			
追雑1	M8 清酒税収入簿	4冊	追雑14	M9 娼妓并貸座敷税収入簿	1冊
追雑2	M8 焼酎・白酒・銘酒税収入簿	1冊	追雑15	M9 煙草卸売営業税収入簿	1冊
追雑3	酒類受売営業税収入簿	4冊	追雑16	M9 煙草小売営業税収入簿	3冊
追雑4	酒類営業鑑札仕訳書	1冊	追雑17	M9 煙草卸小売営業鑑札下附渡十五日以内廃業名前書	1冊
追雑5	M8 酒類相場書写	1冊	追雑18	M9 煙草卸小売営業其外鑑札仕訳帳	1冊
追雑6	酒造人総代名前帳	1冊	追雑19	M9 煙草返上鑑札	2葉
追雑7	酒造桶類調査簿	5冊	追雑20	M9 煙草返上鑑札添書	1葉
追雑8	M9 車税表(1月~6月)	1葉	追雑21	M9 生糸印紙代収入簿	1冊
追雑9	M9 用車税老人別帳	16冊	追雑22	M9 繭印紙代収入簿	1冊
追雑10	M9 免税車老人別帳	4冊	追雑23	M9 生糸売買鑑札料収入簿	1冊
追雑11	M9 芸妓税収入簿	1冊	追雑24	生糸売買営業人名簿	1括
追雑12	M9 諸興業税・楊弓場税・各車植印料収入簿	1冊	追雑25	明治10年3月限威統老人別帳	1冊
追雑13	M9 歌舞伎渡世・遊芸指南税収入簿	1冊	追雑26	追演説書	1冊